

# 新規就農者受入れのための市町村段階の支援事業について

財団法人福島県農業振興公社（平成24年6月1日現在）

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
福島市	福島市新規就農準備資金無利子貸付事業	借入資格者は、遡っておおむね3年以内に次の各号に該当している者 1 農業以外の産業に従事後、農地の取得などにより新たに農業経営を開始した者 2 学校を卒業後、新たに就農した者 3 農家出身者で、新たに就農した後継者	当該資金を融資する新ふくしま農業協同組合に対し、利子補給金を交付する ○資金の用途：農業用施設、農機具、農業用車両、事務機器、果樹等の植栽・育成、家畜の購入・育成等 ○貸付限度額：200万円 ○利率：無利子 ○返済期間：5年以内（内据置期間2年以内）	農政部農政課 農政係 TEL：024-525-3726 JA新ふくしま融資課 TEL：024-554-5510
桑折町	桑折町新規就農者経営活動支援金事業	以下の条件を全て満たす者 ・桑折町内に住所を有すること ・町内に新規に就農したものであること ・年齢満40歳以下であること ・農業に年間150日以上従事すること	○経営活動支援金支援期間 3年 ○場所 町内 ○支援内容 新規就農支援金として年額6万円を3年間にわたって助成金を交付する	産業振興課農林振興係 TEL 024-582-2126
国見町	国見町経営開始支援資金貸付制度	・県が認定就農者と認めた者 ・国見町に居住している者 ・Uターン、新規学卒者は18歳以上40歳未満 ・新規参入者は18歳以上50歳未満	・貸付額 70万円以内 ・貸付内容 新規就農に必要な技術の習得、条件整備等に要する資金 ・償還 貸付けから5年後の経営が一定の要件を満たしていると町長が認めた場合は償還免除 資金利用は1回のみ	産業振興課産業振興係 TEL 024-585-2986
小野町	夢のある農業者育成推進事業	○対象者 ・新規就農者及び転職者Uターン者等 ・農業研修生に対しても新規就農者と同様に扱うものとする ○年齢条件あり 50歳以下 ○認定就農者限定	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年を経過したときに200千円、3年を経過したときに300千円の計600千円を支援金として交付する	農林振興課 TEL 0247-72-6935
田村市	新規就農奨励事業	以下の要件を全て満たす者 ・田村市内に住所を有する者 ・福島県知事より就農計画の認定を受けた者	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年を経過したときに100千円、3年を経過したときに100千円の計300千円を支援金として交付する	産業部農林課農政係 TEL 0247-81-2511

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業	福島県知事より就農計画の認定を受けた認定就農者で、その就農区分がUターン就農者、新規学卒就農者及び新規参入者である15歳以上50歳未満の須賀川市内において新規就農した者	営農確立のために必要な資格の取得、又は技術の習得並びに資質の向上を図るのに必要な資金の一部を経営開始支援資金として貸し付ける ○貸付限度額 40万円以内	産業部農政課農政係 TEL 0248-88-9138
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例	18歳以上50歳未満の新規就農者	① 農地の賃借料1/2を5年間奨励金として交付  ② 経営開始後、最初に取得した施設等にかかる固定資産税相当額を3年間奨励金として交付  ③ 農用地等の購入資金及び経営開始年度から2年以内に借入れた家畜導入資金に対し、その借入額の1/5、5,000千円を限度に補助金を交付する  ④ 農業経営に必要な資金として借入れた制度資金の利子について、その3/5を借入年度から7年間利子補給する 対象となる制度資金の限度額は5,000千円  ⑤ 土地、施設等の斡旋  ⑥ 村長が特に必要と認めた場合は、農業機械のリースを行う	産業課農林管理係 TEL 0247-55-3115
白河市	白河市Iターン新規就農者助成金	・都市部に居住している者で本市に移住したもの又は農業に新規に参入し、もしくは参入予定である者 ・年齢が50歳未満である者 ・福島県就農計画認定を受けた者	・農業者が農業技術等を研修及び視察等により習得しようとする際の経費助成 ・研修等実施計画書を審査し50万円を限度として助成	産業部農業課農業振興係 TEL 0248-22-1111 内線2224
	がんばる農業後継者激励金	・市内に住所を有し、専門的に農業に従事しており、他に恒常的な勤務先を持たない者 ・当該年度の4月1日における年齢が満45歳未満である者 ・各種学校卒業後明確な就農実績が無く、当該年度内に就農2年を経過し3年目にある農業者の内、引き続き農業を続けることが明確である者に1回交付	・新規就農者激励金 1人当たり5万円	
西郷村	西郷村新規就農者支援事業	①福島県知事より就農計画の認定を受けた西郷村内在住者 ② ①に該当する者を研修生として受け入れをした、西郷村内で農業を営む者	① 就農支援事業 5万円/月（最大12月） ② 農地賃借事業 賃料の1/2（最大3年間） ③ 就農支援サポーター事業 研修費用5万円/月（最大6月）	農政課 TEL：0248-25-1116

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
会津若松市	新規就農者サポート事業(H24～H26)	参加資格：会津若松市内での本格的な就農を希望する方、会津若松市内での就農を検討している方 15名程度	○ 研修期間としては2年を予定、事業期間は3年 1年目 短期(3日)と中期(10日程度)の農業体験及びセミナーを2回開催 2年目(予定) 実践研修(受入農家のほ場にて通年の研修) 研修中は就農支援資金として毎月15万円(予定)を支給、その他、認定就農者申請支援、農地の取得に関する支援、中古機械、施設等の斡旋 3年目(予定) 農地賃借料補助	農政部農政課農業企画グループ TEL0242-39-1253
喜多方市	新規就農者経営確立支援事業	次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者 ・喜多方市内に住所を有する者 ・18歳以上65歳未満である者 ・福島県知事より就農計画の認定を受けた者(新規参入者、Uターン者、新規学卒者) ・就農して1年以内の者 ・本市において5年以上就農することが確実である者  東日本大震災被災地域の農業者で次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者 ・喜多方市内に住所を有する者又は以後住所を有することが確実である者 ・本市において5年以上就農することが確実である者 ・被災証明書及び営農計画書を添付できる者	○営農研修教育費の助成 新規参入者(5万円/月、1年間) Uターン者、新規学卒者、東日本大震災被災地域の農業者 (2万円/月、1年間) ○農地賃貸料の助成 (80%補助、3年以内) ○農業機械・施設リース料の助成 (1/2補助(上限235千円/年)、3年以内) ○住宅賃貸料の助成 (80%補助(上限27千円/月)、3年以内)	産業部農林課 TEL 0241-24-5234
西会津町	新規就農者あんしんサポート事業	以下の条件を全て満たす者 ・町外からの移住就農者または非農家からの就農者 ・18歳以上40歳未満の者 ・認定就農者 ・5年以上の就農が確実で5年以内に認定農業者になる意志があること	○営農研修費の助成 ・移住による新規就農者(5万円/月 3年限度) ・町内非農家就農者(3万円/月 3年限度)  ○住宅賃貸料の助成 町外からの移住就農者への一部助成(2万円/月 3年限度)	農林振興課農政係 TEL : 0241-45-4531
会津坂下町	就農支援サポーター事業	不問	就農サポーターによる農業技術・生活知識の習得	産業部農林振興班 0242-84-1505
湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	・村内に住所を有し、且つ居住 ・申請時点で40歳未満で、年間150日以上農業に専従 ・県の認定就農者 ・就農後5年以内に認定農業者となる意思がある者	月額10万円を36月間(3年間)補助	産業建設課産業振興係 TEL : 0241-27-8840

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
会津美里町	新規就農者支援事業	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有する者又は就農時に町内に住所を有する見込みの者 ・概ね60歳未満の者・経営面積が50a以上、かつ主業として農業を営もうとする者 ・県知事より就農計画の認定を受けた者 ・3年以上継続して就農する者	対象事業 ・農用地の取得及び使用貸借に要する経費 ・農業用施設及び機械・資材等の取得、リース等に要する経費 ・種苗及び家畜等の購入に要する経費 ・農業経営技術取得に要する経費 ・その他農業経営に要する経費  * 補助金20万円/1件 * 経営支援資金を受ける場合は10万円	農林課農政係 TEL : 0242-56-3914
	新規就農者育成奨励金事業	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が40歳未満であって、農業の生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・県知事より就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者	対象事業 ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者に対し資金を交付 ・農家の跡取りの新規就農に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては10万円  * 補助対象期間 36月	
金山町	農業後継者育成事業	40才未満の新規就農者又は継続する者、定住が原則	農業制度資金の借入利子のうち、1.5%を超える利子分を補給する。補給期間は5年間、又は補給額が500千円に達するまで	総務課政策財政係 TEL 0241-54-5222
	工場等就労奨励事業	40才未満の新規就労者(就農を含む)	新規就労者(就農を含む)に対し100千円の奨励金を交付	
	若者定住居室整備事業	40才未満で本町に定住する者	居宅の新築、改造に係る借入金利子のうち、1.5%を超える利子分を補給する。補給期間は5年間、又は補給額が500千円に達するまで	
昭和村	新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定農業者を目指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミソウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払)  研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 苗の購入代金の1/2(上限あり) ●農地代助成 地代の1/2(上限あり) ●就職奨励金 10万円(5年以上定住、50歳未満、県認定就農者と認められた者) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2(上限あり)  その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	産業建設課産業係 TEL 0241-57-2117

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
南会津町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	<b>【研修業務補助金】</b> ●補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Iターン者 経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ●交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20%以上栽培し農業を営む者 農業経営技術研修機関及び団体に助成	<b>【研修業務補助金】</b> ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○研修期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	農林課農政係 TEL 0241-62-6220
		<b>【初度経営支援補助金】</b> ●補助対象者 上記研修業務が終了した者 ●交付の条件 町内で7年以上営農の継続が見込まれる者（研修期間は除く）	<b>【初度経営支援補助金】</b> ○補助金額 1組当たり年額700,000円以内 ○助成期間 最長3年間	
	新規就農者雇用促進事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する場合は除く	<b>【研修業務補助金】</b> ●補助対象者 正規雇用予定時の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、町内在住者または1年以内に町内に在住する見込みのある者 ●交付の条件 研修業務終了後、補助対象者を引き続き正規雇用する、農業生産法人に助成	<b>【研修業務補助金】</b> ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○研修期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	
		<b>【初度経営支援補助金】</b> ●補助対象者 上記研修業務が終了した者 国県等の類似する研修業務等が終了した者 ●交付の条件 補助対象者を引き続き5年以上正規雇用し、重点振興作物、水稲またはそばを、補助対象者1人につきおおむね20%以上新規栽培するか規模拡大し、農業経営を行う農業生産法人に助成（研修期間は除く）	<b>【初度経営支援補助金】</b> ○補助金額 1法人当たり年額1,000,000円 ○助成期間 最長2年間	
		以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上60歳以下の者であって、18歳以上60歳以下の同居の親族がいる者 ・町内に居住し10年以上就農することが確約できる者 ・就農計画を策定し、認定を受けた者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物（トマトなど）の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	
	新規農業参入者支援事業（研修支援）			
新規農業参入者支援事業（農業経営支援）	上記により新規参入者の認定を受けた者	期間は、5年間で、国及び県の補助事業により導入した施設、農業機械等導入の初期投資額を5年間分割で助成		
新規農業参入者支援事業（農用地借料支援）	上記により新規参入者の認定を受けた者	借受農地の小作料相当額を5年間助成		

只見町

産業振興課農林班  
TEL 0241-82-5230

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
いわき市	第二期新規就農支援推進事業	以下の条件を全て満たす者 ・市内で就農を希望する者 ・概ね40歳未満の者 ・いちご（土耕、水耕）、トマト（土耕）、ねぎ、梨のうちのいずれかの作目の研修を希望する者	新規就農希望者又は農業後継者に対し、農業経営技術習得の機会の提供及び支援等を行う ・研修期間：6ヶ月以上2年以内 ・研修場所：市内の先進的経営体等 ・研修内容：栽培技術習得のための実践研修 ・支援内容：①研修に要する経費として月額10万円以内を助成する ②研修期間中に研修生が加入する保険（傷害・賠償責任保険）の保険料を市で負担する	農業振興課担い手支援係 TEL 0246-22-1148
	ステップアップ就農事業（技術習得研修）	以下の条件を全て満たす者 ・新規就農希望者・農業後継者 ・いちご（土耕、水耕）、トマト（土耕）、ねぎ、梨のうちのいずれかの作目の研修を希望する者	農業経営技術習得の機会の提供及び支援等を行う ・研修期間：1～6ヶ月 ・研修場所：市内の先進的経営体等 ・研修内容：栽培技術習得のための実践研修 ・支援内容：①研修に要する経費として月額2万円以内を助成する ②研修期間中に研修生が加入する保険（傷害・賠償責任保険）の保険料を市で負担する（交通費等は研修生負担）	
	ステップアップ就農事業（技短期農業体験）	いちご（土耕、水耕）、トマト（土耕）、ねぎ、梨のうちのいずれかの作目の研修を希望する者	就農希望者の短期の農業体験の機会を創出する ・研修期間：2～3回/年（1回に月4日以内） ・研修場所：市内の先進的経営体等 ・研修内容： ①いちご（年3回（1回につき4日以内）） （7月（ほ場準備・苗うけ）、9月（定植）、11月（収穫・管理）） ②トマト（年3回（1回につき4日以内）） （7月（ほ場準備）、9月（定植）、11月（収穫・管理）） ③ねぎ（年2回（1回につき4日以内）） （5月下旬～6月上旬（定植）、9～11月（追）） ④梨（年2回（1回につき4日以内）） （7月（新芽誘引）、8月末（収穫・管理）） ・支援内容：短期農業体験研修中に研修生が加入する保険（傷害・賠償責任保険）の保険料を市で負担する ※研修農家への宿泊、通いの別は応相談 ※交通費等は研修生負担	
	担い手・就農支援促進事業	新規就農を希望する者	いわき市経営改善指導推進員兼就農サポーターを設置し、市内で就農を希望する者の就農相談に対応する	